

広報

はまぼろしと球磨

No. 95

令和4年5月

火災・救急・救助は **119** ばん

携帯電話からも、**119** ばん

※休日当番医のお問合せは、**42-3181** 番へ！

※災害のお問合せは、**42-3000** 番



総務課 42-3191 ・ 警防課 42-3183
予防課 42-3184 ・ 消防課 42-3189 ・ 通信指令課 42-3181



◆発行◆
上球磨消防組合
代表 TEL 42-3181
東分署 TEL 47-8119
<https://www.kmkm119.jp>



▲水難救助車（トヨタハイエース）＆ボートトレーラー



令和4年度 全国統一防火標語

お出かけは マスク戸締り 火の用心



令和4年度上球磨消防組合当初予算

歳入



歳出



小型車両系建設機械特別教育&重機研修



構成町村である湯前町が、B & G財団（東京都）の助成事業を活用し災害現場でも活躍できる重機として、油圧ショベル・ホイールローダー等を配備されました。当消防本部では、これまで油圧ショベル等を操作できる職員は1名のみでしたが、湯前町と連携を図り12名の職員が特別教育を受講し、修了証を取得しました。その後、重機研修を兼ね操作訓練を実施しました。

もちろん災害は起きないことが一番ですが、有事の際には人命救助最優先、安全第一で業務遂行できるよう、今後も訓練等を計画し技術向上に努めます。

火災多発！燃やす前に確認を！

最近、全国的にたき火・野焼きによる火災が急増しています。管内においても野焼き等による火災が増加しており、原因としては、風が強く乾燥した日に、たき火や野焼きが行われ、風にあおられて周囲の可燃物に着火したものの、消火の確認をせずにその場を離れ延焼したこと等が挙げられます。また、そのほとんどが届出がなされておりません。

野外焼却（たき火・野焼き）は原則禁止されており、農業等を営むためにやむを得ない場合にのみ認められています。野焼き等を行う場合は、各町村役場又は、消防署にお問合せ下さい。

～やむを得ず燃やす時の注意点！～

- ・届出を行う
- ・風が強い日は、後日に延期
- ・消火できる物（水バケツ等）の準備
- ・広範囲を一度に燃やさず、数回に分けて燃やす
- ・消えるまでその場を離れない

女性消防士奮闘中！

1969年川崎市において、全国で初めて女性消防士が採用され、50年が過ぎました。深夜業務が規制されていた時代から法改正を経て、一部の特殊災害を除き通常の火災や救助等の災害現場で女性が活動できるようになりました。

上球磨消防組合では、平成26年に久間萌湖（きゆうま もえこ）消防副士長が初めて採用され、令和3年10月から第1中隊第1小隊員として、現場活動を行っています。

安心安全を女性の目線で支えると共に、女性の活躍推進を後押ししていきます。



Q1 今、現場に配属されて思うこと

現場で働く職員の支えを経験したのち、より近い位置で地域住民のための活動ができるようになりました。採用当時思い描いていた消防の仕事が実感できる毎日を送らせていただいています。体力的に厳しいことも多々ありますが、女性ならではの視点を活かした活動ができればと思います。

Q2 今後消防士を目指す女性へのメッセージ

消防の仕事は「体力重視の男性の職場」というイメージがあるかと思います。体力が必要な職場であることに間違いはありませんが、消防の仕事には、火災、救急、救助、警防、予防、通信、総務など様々な分野があり、女性だからこそ十分に発揮できるものもあります。地域住民に寄り添うことのできるやりがいのある仕事です。女性であることを不安に思っている人がいれば、それを強みとしてみてください。

あなたがいてよかったと思われる「消防女子」を目指してみませんか？一緒に働く仲間を楽しみに待っています！

全国消防吏員全体に占める女性の割合 約3.0%（令和2年4月1日現在）
 上球磨消防組合 62名中1名 約1.6%（令和4年3月31日現在）
 総務省消防庁は、令和6年までの数値目標を5%としています。

甲種防火管理新規講習のご案内

防火管理者とは

- 1 多数の者が利用する建物などの「火災等による被害」を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務（防火管理業務）を計画的に行う防火管理の責任者のことです。
- 2 消防法では、一定規模の防火対象物（*1）の管理権原者（*2）は、有資格者の中から防火管理者を選任し、防火管理業務を行わせなければなりません。

*1 防火対象物：建築物や工作物など、火災予防の対象となるもの（の全体）をいいます。一般住宅には防火管理者の選任義務はありません。

*2 管理権原者：防火対象物の所有者や借受人、事業所の代表者など、管理行為を当然に行うべき者（防火管理の最終責任者）をいいます。

防火管理者の要件

- 1 防火管理業務を適切に遂行することができる「管理的、監督的地位」にあること。
- 2 防火管理上必要な「知識・技能」を有していること（防火管理講習修了者、学識経験者等）

令和4年度講習予定

開催日 令和4年8月3、4日（水、木）（2日間講習）

場所 上球磨消防署

申込み 6月1日から申込開始 詳細は消防本部ホームページに掲載いたします。

《問合せ先》
 上球磨消防本部 予防課
 ☎ 0966-42-3184

熊本県消防学校派遣

恒松昭次（つねまつ しょうじ）消防司令補が、令和4年4月から令和6年3月まで2年間の任期で、益城町にある熊本県消防学校に教官として派遣されました。

熊本県消防学校とは、新規に採用した職員の教育を目的とした初任教育、現役消防職員への専門的な知識や技術の習得を目的とした専科教育、消防団員の教育訓練などを行う機関です。

恒松消防司令補は、救急救命士の資格を必要とする教官としての派遣となりますので、救急隊員を養成する救急科の指導が主になります。現在は、当消防本部の新規採用職員3名を含む県内消防本部からの初任科生78名の指導に汗を流しているところです。

「精神的・身体的にタフで、折れない心を持った消防士の育成」を主眼として、派遣期間の2年間で消防職員及び消防団員の育成指導のため全力を尽くすと力強く宣言してくれました。

新天地での活躍を心から願っております。



初任科生に訓練指導中の恒松教官

熊本県防災消防航空隊職員派遣 無事終了！



派遣中は、県内はもとより全国で発生した各種災害等に出勤し活躍しました。令和2年7月豪雨においても航空隊員として多くの人命救助に尽力しました。

これらの貴重な体験で培われた知識や経験を、今後は上球磨地域の防災業務へ生かして、さらなる活躍をされることを期待します。

葉山消防士長お疲れ様でした！

平成31年4月から令和4年3月までの3年間、熊本県防災消防航空隊の派遣隊員として、葉山修英（はやま のぶひで）消防士長が派遣され、航空防災・消防業務を行っていましたが、この度無事に派遣期間を終了し、帰任しました。



災害現場で活動中の葉山隊員

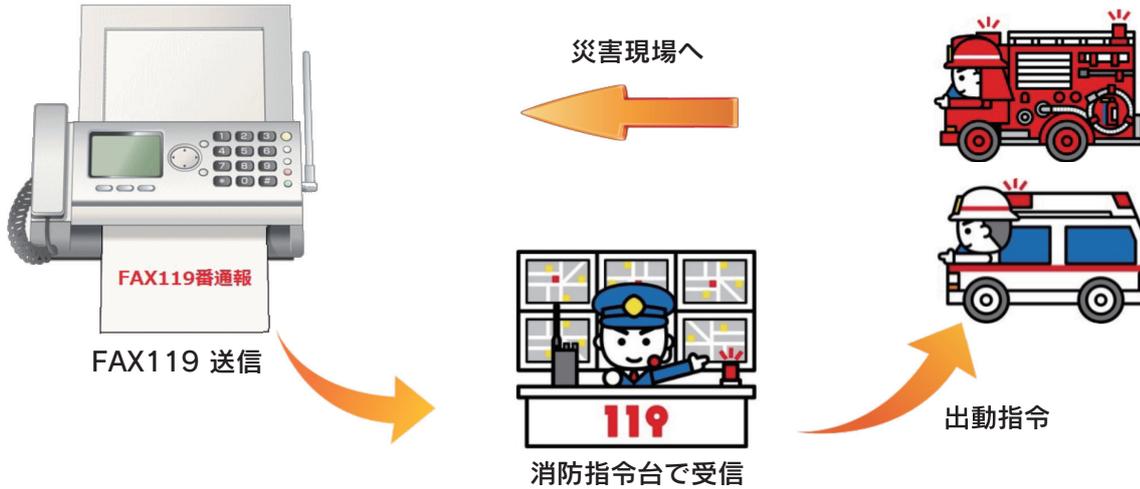
ご存じですか？ FAX119

FAX119 は、耳や言語に障がいのある方、急に声が出なくなった時など、通常の電話での通報が難しい場合に、FAXを使用し「火災や救急等の119番通報」を行うことです。通報を受けた消防本部は、通報を受けた旨のFAXを返信すると同時に、消防車または救急車を出動させます。

【注意事項】

- ・上球磨消防本部管内で発生している災害（火災、救急、救助など）に限ります。
- ・事前に登録する必要はありません。必要な時にFAXしてください。
- ・通報用紙は消防本部ホームページに掲載しています。(https://www.kmkm119.jp)

※素早く通報できるように、通報用紙をご活用ください。



家族防災会議を開こう！

令和2年7月豪雨からやがて2年が経ちます。まだまだ復興途上ですが、この災害を教訓に家族防災会議を開きましょう。

いざという時にあわてない。万が一にも冷静に対応する。それは、日頃から準備し、訓練しておかなければできないことです。普段からやっていないことは、非常時にできるものではありません。また、災害が起きてからどう行動するか考えていたのでは、迅速的確な判断もできないものです。まず、家族全員がそろって、災害のことやその備えについて話合っておくことが、被害を最小限に食い止める第一歩です。

■家族防災会議で話合うこと

- ハザードマップを確認し自分の地域の災害リスクをよく理解して、対応を話合う。
- 避難所や避難経路を複数確認しておく。
- 家庭内での備蓄品の準備。
- 災害時の家族それぞれの役割確認。
- 救急医薬品の準備。
- 家族の連絡方法の確認。

災害対策基本法

令和3年5月20日から新たに改正されました。

令和3年5月20日から

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px;"> 緊急安全確保※1 <small>さんまつかんぜんかくほ</small> </div>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px;"> 災害発生情報 <small>(発生を確知したときに発令)</small> </div>
<警戒レベル4までに必ず避難！>		
4	<div style="background-color: purple; color: white; padding: 5px;"> 避難指示※2 <small>ひなんしじ</small> </div>	<div style="background-color: purple; color: white; padding: 5px;"> 避難指示(緊急) 避難勧告 </div>
3	<div style="background-color: red; color: white; padding: 5px;"> 高齢者等避難※3 <small>こうれいしゃとうひなん</small> </div>	<div style="background-color: red; color: white; padding: 5px;"> 避難準備・ 高齢者等避難開始 </div>
2	<div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> 大雨・洪水・高潮注意報 <small>(気象庁)</small> </div>	<div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> 大雨・洪水・高潮注意報 <small>(気象庁)</small> </div>
1	<div style="background-color: white; padding: 5px;"> 早期注意情報 <small>(気象庁)</small> </div>	<div style="background-color: white; padding: 5px;"> 早期注意情報 <small>(気象庁)</small> </div>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

農業用危険物貯蔵タンクについて

《届出について》

1 届出の範囲

200ℓ以上 1000ℓ未満の灯油・軽油、400ℓ以上 2000ℓ未満の重油を貯蔵し、又は取り扱う場合は消防署への届出が必要です。変更又は廃止する際も届出が必要です。

※上記以上の数量を貯蔵し、又は取り扱う場合は許可が必要となります。

2 必要な書類

- ①少量危険物貯蔵・取扱届出書 ②案内図 ③配置図（防油堤・消火器・標識・掲示板等図示）
- ④タンク図面 ⑤タンク検査済証の写し等

《主な設置基準》

1 タンクの固定

アンカーボルト又は支柱の埋め込み等で基礎に固定し、地震や台風で転倒しないようにする。

2 防油堤

危険物が浸透しない構造とする。容量は、タンク容量の100%以上とする。床面に適当な傾斜をつけ、溜めますを設ける。

3 配管

鋼製その他の金属管又は油種に適応した樹脂配管とする。（塩化ビニール管は認められません。）
タンク結合部には緩衝管（フレキシブル管）を使用する。

4 標識・掲示板

30 cm以上 ×60 cm以上の「少量危険物貯蔵取扱所」・「危険物の類・品名・最大数量」の標識・掲示板及び25 cm以上 ×50 cm以上の「火気厳禁」の掲示板を設ける。

5 消火設備

貯蔵タンクの近くで取り出しやすい場所に消火器を設置する。



屋外貯蔵タンクの設置例



タンクの固定



溜めます・緩衝管

問合先 上球磨消防本部 予防課 ☎0966-42-3184